

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局 観光部 観光課 (06-6469-5164)
処分課（担当）名	大阪城パークセンター（指定管理者）
処分の名称	大阪城天守閣の入館制限
概要	次の要件のいずれかに該当する場合は入館を断り、又は退館させることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪城天守閣条例 第9条 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
処分基準	次の要件のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 (2) 建物、設備又は展示品等を損傷するおそれがある者 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 (4) 管理上必要な指示に従わない者 (5) その他管理上支障があると認める者
ホームページ	<a href="https://www.osakacastle.net/">https://www.osakacastle.net/</a>
備考	